

通 所 介 護 の 重 要 事 項 説 明 書

ご 利 用 者 名

様

飯山市社協デイサービスセンターゆきつばき 舞姫の里（地域密着型） 飯山市大字飯山7355番地4 電 話 67-2312（デイゆきつばき舞姫の里直通） 電 話 62-2915（介護保険事業） FAX 62-2920 受付時間 午前8時00分～午後5時00分	サービス相談窓口 担当者 管理者 吉平さな江 苦情相談窓口 受付担当者 石 田 元 美 解決責任者 吉 平 さ な 江
飯山市社協デイサービスセンターゆきつばき 夕 月 の 里 飯山市大字飯山7355番地4 電 話 67-2312（デイゆきつばき舞姫の里直通） 電 話 62-2915（介護保険事業） FAX 62-2920 受付時間 午前8時00分～午後5時00分	サービス相談窓口 担当者 管理者 山 崎 幸 佳 苦情相談窓口 受付担当者 高 橋 和 泉 解決責任者 山 崎 幸 佳
飯山市社協デイサービスセンター 瑞 穂 飯山市大字瑞穂6385番地 電 話 65-5007 FAX 65-5015 受付時間 午前8時00分～午後5時00分	サービス相談窓口 担当者 管理者 吉 越 三 喜 苦情相談窓口 受付担当者 高 橋 茜 解決責任者 吉 越 三 喜
飯山市社協デイサービスセンター 外 様 （地域密着型） 飯山市大字緑1051番地5 電 話 62-6206 FAX 62-6207 受付時間 午前8時00分～午後5時00分	サービス相談窓口 担当者 管理者 野 口 寛 子 苦情相談窓口 受付担当者 水 野 直 美 解決責任者 野 口 寛 子

通所介護に関する相談、要望等はサービス相談窓口担当者までお申し出ください。

1. 飯山市社協デイサービスセンターの概要

(1) 事業所の名称、所在地

事業所名	飯山市社協 デイサービスセンターゆきつばき	飯山市社協 デイサービスセンター瑞穂	飯山市社協 デイサービスセンター外様（地域密着型）
所在地	飯山市大字飯山 7 3 5 5 番地 4	飯山市大字瑞穂 6 3 8 5 番地	飯山市大字緑 1 0 5 1 番地 5
事業所番号	2 0 7 1 3 0 0 0 5 3	2 0 7 1 3 0 0 3 1 9	2 0 7 1 3 0 0 3 8 4
通常の事業の実施区域※	飯山市の区域	飯山市の区域	飯山市の区域

※ 通常事業の区域以外の方でもご希望の方はご利用できますのでご相談ください。

通常の事業実施区域（飯山市の区域）以外の方が利用される場合は通所介護施設までの送迎に要する費用の実費をいただきます。 ※ 送迎費用の実費：事業者からの距離（往復）1 キロメートルあたり 3 0 円

(2) 同事業所の設備等の概要

施設名	ゆきつばき 舞姫の里 （地域密着型）	ゆきつばき 夕月の里	瑞 穂	外 様 （地域密着型）
定 員	1 2 名	3 0 名	3 0 名	1 8 名
職 員 体 制	1 7 名 内 介護福祉士 14 名	1 5 名 内 介護福祉士 9 名	1 7 名 内 介護福祉士 13 名	1 6 名 内 介護福祉士 11 名
食堂兼機能訓練室	39.2 m ²	113.17 m ²	2 室 105.66 m ²	85.15 m ²
静養室・相談室	各 1 室		各 1 室	各 1 室
送 迎 車	1 0 台 車イス用リフト車等		7 台 車イス用リフト車等	5 台 車イス用リフト車等
浴 室	一般浴槽、機械浴槽、個人浴槽		一般浴槽、機械浴槽、 個人浴槽	一般浴槽、機械浴槽、 個人浴槽

(3) 営業日・営業時間

営 業 日	日曜日～土曜日 ただし 12 月 31 日～1 月 3 日を除く
営 業 時 間	午前 8 時 0 0 分～午後 6 時

※ 時間帯により料金が異なります。 ※ 時間延長：介護保険適用の費用をご負担いただきます。

(4) その他

おむつ代・レクリエーションなど個人にかかる費用については実費をいただきます。

※ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接業者に支払われない場合があります。その場合は、一旦介護保険適用外の場合の料金を頂き、サービス提供証明書を発行します。サービス提供証明書を後日飯山市の介護保険担当窓口へ提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

キャンセル料

- ・ご利用の前日午後 5 時までに連絡 … 無 料
- ・ご利用の当日午前 8 時までに連絡 … 利用料の 3 0 %
- ・ご利用の当日午前 8 時までに連絡がなかった場合 … 利用料の 1 0 0 %

2. サービス内容

通所介護計画に沿って、送迎、食事の提供、入浴介助、機能訓練、その他必要な介護等を行います。

- (1) 送 迎 希望、身体状況によりリフト車等にて送迎いたします。
- (2) 食 事 栄養士の立てる献立により形状、アレルギー、疾病等による制限に考慮した食事を提供します。
- (3) 入 浴 希望、身体状況により一般浴槽、機械浴槽等にて入浴していただきます。
- (4) 機能訓練 看護師・介護職員により日常機能訓練を行います。
- (5) 生活相談 常時介護相談などに応じます。
- (6) 介護サービスの提供記録の開示 利用者の求めに応じて、サービス提供記録を開示できます。

3. 当事業所の通所介護の特徴

(1) 運営の方針

介護保険法の法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応

じ自立した日常生活を営むことができるように配慮したサービス提供に努めます。また、心身の機能の維持・向上に向けたサービス提供に努めます。

(2) サービス利用のために

事 項	有 無	
男性介護職員の有無	○	
時間延長の可否	○	朝・夕方とも可能です。
職員への研修の実施	○	
サービスマニュアルの作成	○	
その他		

(3) サービス利用にあたっての留意事項

- ① 送迎時間の連絡 … お渡しするご案内等でお知らせします。天候、道路事情等により、前後することがあります。
- ② 体調確認 … 毎回サービス開始時に、看護職員による健康チェックを行います。ご自宅でも体温測定や体調観察をしていただき、送迎時にご家族の方から利用者の体調について職員にお知らせください。
- ③ 体調不良等によるサービスの中止 … 利用者が体調不良等によりサービスを中止する場合は、必ずご連絡ください。
- ④ 時間変更 … 時間の延長、短縮などのご希望がある場合は、できるだけ早くご連絡ください。
- ⑤ 設備、器具の利用 … 当事業所の設備器具を利用される場合、当事業所の職員の指示に基づいてご利用ください。

4. 健康上の理由による中止

- ① 風邪、流行性の感染症等で他の利用者に影響があると思われる場合はサービスの提供をお断りする場合があります。
- ② ご利用中に体調が悪くなった場合、サービス内容の変更又は中止をする事があります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治の医師に連絡を取る等の措置を講じます。

※ サービスを中止した場合、同月内であれば、ご希望の日に振り替えることができます。ただし、定員数分の予約が入っている日には振り替えできませんのでご了承ください。

5. 緊急時の対応

サービス提供中に体調の変化があった場合は、ご家族又は緊急連絡先、主治医や訪問看護、居宅介護支援事業所へ連絡します。ただし、急を要する場合は救急車要請を優先させていただきます。

ご家族 (緊急連絡先)	氏 名	①	②	
	連 絡 先			
主治医 または 訪問看護	主 治 医		訪問看護	
	連 絡 先		連 絡 先	
居宅介護支援事業所	事業所名			
	連 絡 先			

6. 事故発生時の対応

当事業所は、利用者に対する通所介護サービスの提供により事故が発生した場合には速やかに利用者のご家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

7. 非常災害対策

- ① 防災時の対応 防災マニュアルにより、利用者の安全を第一に避難誘導します。
- ② 防災設備 建築基準法など法律に基づく設備を完備しています。
- ③ 防災訓練 飯山消防署の指導により定期的に防災訓練を実施します。

8. サービス内容に関する相談・苦情

- ① 当事業所ご利用お客様相談・苦情窓口 (表紙に記載)

当事業所に関するご相談・苦情を承ります。

② 第三者委員の相談窓口 (別紙ご案内に記載)

事業所の職員に直接言えない場合は、第三者委員に申し出てください。事業所の職員ではなく、第三者的な立場で公平に相談を受け付けています。

③ 市の相談・苦情窓口

飯山市役所 保健福祉課高齢者介護保険係

電 話 0269-62-3111

④ その他介護保険法上の苦情処理機関

長野県国民健康保険団体連合会

電 話 026-238-1580

9. 当法人の概要

名称・法人種別 社会福祉法人 飯山市社会福祉協議会

代表者役職名 会 長 山 室 茂 孝

所在地・電話番号 飯山市大字飯山1211番地の1 0269-62-2840

定款の目的に定めた事業・事業所数

- | | | | |
|---|-----------------|---------|-----|
| 1 | 居宅介護支援事業 | 1カ所 | |
| 2 | 訪問介護事業 | 1カ所 | |
| 3 | 通所介護事業 | 3カ所 | 4単位 |
| 4 | 短期入所生活介護事業 | 2カ所 | |
| 5 | 障害福祉サービス事業 | 1カ所 | |
| 6 | 介護予防・日常生活支援総合事業 | 通所型サービス | 3カ所 |
| 7 | 介護予防・日常生活支援総合事業 | 訪問型サービス | 1カ所 |
| 8 | その他これに付随する業務 | | |

年 月 日

通所介護サービスの開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

事業者 名 称 社会福祉法人 飯山市社会福祉協議会

介 護 保 険 事 業

所在地・電話番号 飯山市大字飯山7355番地4 0269-62-2915

説 明 者 所 属 _____

氏 名 _____

私は、契約書及び本書面により、事業者から通所介護サービスについて重要事項説明を受け同意しました。

利用者 住 所 _____

氏 名 _____

代理人 住 所 _____

氏 名 _____